

## 田邊町報

第五號

昭和五年一月十五日發行

田邊小字北川第三十番地

編輯兼西岡正延  
發行人吉山市松

發行所京都府綾瀬郡田邊町役場

を忘ぬやう

○○總國旗掲揚  
テ質素ニ

輝しい新春をお迎へになりまして、皆様が至極御壯健でいらっしゃる事をお喜び申上ます。

昨年來は緊縮々々で新聞、雑誌、或は講演或は活動寫真等、機會ある毎に消費節約が高潮せられまして、皆様も夫々緊縮生活をなすことに目下の重要な事であります。緊縮と言ふ事は乍ら只無暗に消費の節約をすると言ふだけでは、十分に其の意義が徹底しないと思ひます。

即ち消費の節約は一面に於て精神の緊張を伴ひ、積極的に能率の増進、生産の發展となるなければなりません。例へば夜は一時間長く働き、朝は一時間早く起き、そうして家業に努めると言ふ風にして、始めて緊縮の眞意に適ふものと思ひます。而して之は無論皆様の御家庭に於きましても、それべ十分に御實行して居られる事と信ずるのであります。申迄もなく舉國緊縮は、多年の懸案たる、

金解禁決行の前提であります。然るに永年に亘り國家並に國民經濟上の一禍根となつてゐた、金の輸出禁止は、愈々去る拾壹日を以て解かれまして、我々國民として國家永遠の福祉の爲、慶賀に堪へないのであります。

顧れば歐州大戰に伴ふ自衛上の方策として大正六年九月、金の輸出禁止あつて以來、茲に拾有參年、政治的にも、經濟的にも幾多の波瀾を重ねしめ、經濟界の癌とも見るべき解禁問題がかくして平穩に解決を見得た事は、最も現政府の努力に負ふ所大なるわ申す迄もない事であります。一面には我々お互が舉國一致勤と儉との實行を期した結果であります。

丁度解禁は宣戰の布告の様なもので、眞の戰は今後にあることを覺悟せなければならぬのであります。戰鬪に於ても最も必要なものは、意義であり積極的の努力であると存じます。解禁までになつた今日徒に國民が唯消極的になり、萬事に意義の沮喪して居る様な事は喜ぶべきことでないと存じます。國一致勤と儉との實行を期した結果であります。

而して此の解禁の斷行によつて、我經濟界が、正しき軌道の上に復し得たのであります。不安は既に去つて基礎の固くなつた土台の上に、積極的に大建設の努力を盡さんとするに際し、私の皆様に希望いたしたいことを申上げやうと思ひます。

先般も府下町村長會に於て長官の訓示に、國運の進展を圖らむとするには、どうしても地方自治の振興に力を致さなければならぬと言はれましたが、之は誠に其の通りであります。國家々々と、言つても國家は飛行船のやうに宙に浮かんで居るものではなく、壹萬貳千の市町村の柱の上にのつて居る棟木のやうなものであります。



廢止は區の財産統一ではありますん。唯區會を町會が代決するのみでありますから此点

どうか各種の會合は勿論、各自の交渉や取引上にも時間を尊重して十分活動をなしあ互の富を増すやう、御奮勵を願ひ度う存じま

の内に機を見て區會議員諸君とも種々協議を

新しい年の明けたと共に、新しい目標に向

ひ、全的努力を傾注して、それ／＼自分の職務を盡したいものと存じます。

一言申して置きたいと存じます。教化總動

吏員の異動

昭和四年四月貳拾日就職

薪區長代理者 喜多源吉 奥村久三

昭和四年五月七日就職

田邊區長代理者 木口喜平次  
召日四三 七月一六一九戰

昭和四年七月十六日就職  
河原區長 西口豊吉

河原區長代理者 小西龜吉

昭和五年一月十五日就職

昭和四年十二月二十日 興戸區長 北尾浪三郎

退職助役  
南由治郎

職員の異動

昭和四年十月二十四日任命

代用教員 杉

昭和四年十月二十四日解職  
代用教員 前

昭和四年十二月二十五日赴任

薪駐住巡查  
吉

吉岡又治

本年一月十五日發行田邊町報第五號中左記誤字訂正

中岡山卯一郎氏は印刷洩れに付左記加入す

五頁 二段 入營者中～舞鶴重砲兵大隊～岡山卯一郎加入

四頁 一段 登記所建築基礎工事入札落札者竹村諒三は竹村武治の誤

五頁 二段 七行目（既日歸郷）は（即日歸郷）の誤

五頁 二段 表彰者中竹村諒三は竹村諒一の誤

九頁 一段 一行目皆生産の蔭から～皆生徒の蔭からの誤

十頁 二段 二十二行目（一）西瓜五十歩は五丁歩の誤

十頁 二段 二十二行目（二）採種反別三十歩は三丁歩の誤

三郎吉郎吉郎吉郎吉吉吉郎郎

選の

學務委員

市川武平 西村與三郎

陪審員候補者

片岡清三郎 西川正雄

西川正雄

西川小一郎

## 吏員の異動

廢止は區の財産統一ではありません。唯區會を町會が代決するのみでありますから此点に誤解のない様吳々も希望致します。何れ其の内に機を見て區會議員諸君とも種々協議を進める心組であります。最後に、

(五) 時間尊重に關して、

一言申して置きたいと存じます。教化總動員に關する實行要目も相當數あります。が全體としては、一時に多きを望んでも、却つて實効を期し難からうと考へられます。其の第一に掲げたる時間勵行、是は申合せ以來、從來の惡習がよほど矯正出來た様に見受けます。が、未だ或る一部に於て實行が出來ない様に察せられます。此の事は全部が守る氣になりさへすれば、極なし易い事でありますながら、さうでないと仲々實行の出來にくい事であります。此の出來ないのは全く時間の觀念に乏しい結果で、他人の財產權は相當尊重して、妄りに之を犯すやうな事はありませんが、時間の問題になると、全く別人の様で、他人の時間を持つても少しも意に介しない風があり、其の爲人を訪問するにも豫め何の打合もなく突然押かけ雜談に長い時間を浪費して、先方の豫定を狂はせたり亦一旦人と時間の約束をして置き乍ら平氣で之を破つて、人の迷惑を何とも思はないと言ふ有様で、之が爲活動能率を減じ、國運の發展を妨げて居ることが何程か知れないのであります。

昭和四年四月二十五日當町々會議員改選の結果左の諸氏當選さる (議席順)	昭和四年四月貳拾日就職
町會議員	薪區長
中村三三	喜多源吉
大崎善次	奥村久三
市川武平	薪區長代理者
北川忠一郎	木口喜平次
橋本治哉	昭和四年五月七日就職
北縷龜太郎	北尾浪三郎
北川重吉	加藤種吉
香村孝治郎	加藤治郎吉
田邊町内村隔離病舍組合會議員	河原區長
町會議員互選の結果(イロハ順)	河原區長代理者
市川武平	小西龜吉
橋本治哉	西口豊吉
大崎善次	昭和四年七月十六日就職
加藤種吉	北尾浪三郎
北尾浪三郎	北川忠一郎
北尾浪三郎	北川重吉
本町會計検査員	昭和五年一月十五日就職
北尾浪三郎	興戸區長
中村三三	北尾浪三郎
香村孝治郎	昭和四年十二月二十日
薪駐在巡査	退職助役
吉岡又治	南由治郎

陪審員候補者	北尾浪三郎	北川楨太郎
片岡清三郎	西川正雄	西村與三郎
西川小一郎		
吏員の異動		
昭和四年四月貳拾日就職		
薪區長	喜多源吉	
薪區長代理者	奥村久三	
薪區長	木口喜平次	
薪區長代理者	西口豊吉	
薪區長	小西龜吉	
薪區長	北尾浪三郎	
薪區長	北川忠一郎	
薪區長	北川重吉	
薪駐在巡査	代用教員	杉山茂樹
吉岡又治	代用教員	前田ハナ
薪駐在巡査	吉岡又治	



庶務

一、本町第一回追加更正豫算ノ件  
一、地方稅法律施行規則第二十四條ニヨリ

### ル控除額決定ノ件

一 地方稅淨額施行規則第二十四條二

自作農奨励資金が借入  
できます

昭和四年四月十五日以降主ナル行事  
四月二十五日 午前八時當町町會議員選舉ヲ  
行フ

七月十九日 農業調査員辭令傳達式ヲ行フ  
八月二十一日 京都區裁判所田邊出張所上棟  
式舉行  
九月十七日 親和會綴喜郡支會主催 一夜講習

自作農獎勵のため府は極く低利な資金を貸付します。本町は其の資金を借入まして、自作農たらむとして耕地を購入せらるゝ方又は維持せむとする方に轉貸します。既に前三回に亘つて借入れました金額は貳萬貳千參百圓でこれを御希望の方々に貸付ました。

五月七日 町會開會

一、組合隔離病舍組合會議員選舉ノ件  
一、大字興戸區長及 田邊區長代理者  
推薦、辭任認定ノ件

九月三十日 本町町會開會

此の資金は皆様も既に御存知の如く年三歩と言ふ最も安い利子で、二十四ヶ年の間に年賦均等償還になつております。其の上、登録税も要りません、不動産取得税も免せられる特典があります故、奮つて御申込み下さい。然し左に掲ぐる所の資格を具備せねば貸付も出来ず、借入るゝ事が出来ません。

七月三日 田邊町外六ヶ村組合登記所（京都  
區裁判所田邊出張所）建築基礎工事入札  
落札者 竹村諒三

一、當町學務委員推薦決定ノ件  
十月七日 元郡公會堂ニ於テ教化總動員公私  
經濟緊縮大講演會開催

七月六日 全上、關係町村長及當町建築委員  
立會ノ上廳舍建築請負ノ入札

十月二十四日 本町小學校ニ於テ教作練習員ニ  
ニ關スル協議會開催

七月十五日 十六日町會開會

十一月五日 本町陪審員候補者抽籤執行

一、府道改修工事受益者負担金ニ代ハル  
ベキ寄附金四年度ニ於テ寄附ノ件

一月十四日 京都區裁判所田邊出張所廳舍  
新築落成式舉行

一、府道改修工事受益者負担金ニ代ハル  
ベキ寄附昭和五年度ニ於テ支出ノ件

十二月二十日 町會開會

三、購入せむとする土地の購入價格は、一段歩に付、田は凡そ六百圓、畑は凡そ參百圓以内なること、

四、購入又は維持せんとする土地は、其の上に自作の障害となるべき權利、及抵

當權の存在せない事、購入又は維持せんとする土地の價格は四千圓を超えないこと、

但し現に田、畠を所有するものは、其の土地を購入せんとする土地の價格を合せて四千圓を超えないこと、

六、貸付金額は一世帯に付四千圓以内とし土地の購入價格又は土地抵當債務額以内とす、

七、借受人は簡易生命保險加入者であること、

此の外借受の手續とか借入後的方法其の他萬般に亘つて御不安の点は、當役場に御出で下さい。されば、總而御了解得る様御説明申し上げます。最後に御希望者は一日も早く御申込み願ひます。若し借入金限度に満つる申込みが出来ます時は斷然申込の受付を致しません。

## ◎ 兵 事

昨昭和四年十一月六日田邊棚倉孫神社に於て田邊町、草内村、三山木村、普賢寺村聯合尙武會主催昭和四年度入營報告祭並に退營軍人表彰式舉行されました。入營者及表彰者左記の通りです。

### 入 葦 者

第二十師團歩兵第七十七聯隊へ

河 村 助 三

輜重兵第十六大隊へ 太 田 壽 一

### 徵 兵 檢 查

本年度の徵兵適齡者は、明治四十二年十二月二日より、同四十三年十二月一日迄の間に於て、出生された方です。

將來ある帝國軍人として志しを立てんとする青年は奮つて志願して下さい。志願書は検査の當日迄に町役場を經由して、府知事宛に提出せばよいのであります。成可早い方が宜敷、志願者は役場へ来て下されば詳細説明し手續を致します。

### 海軍志願兵検査

来る一月二十八日相樂郡木津町公會堂に於て

海軍志願兵の検査が執行されます。

昭和四年度左記傳染病患者を隔離病舎に收容する。

一、昭和四年四月十一日デフテリヤ患者發生全日午後四時隔離病舎に收容午後五時死亡

一、昭和四年七月一日午後九時デフテリヤ患者發生、全日午後十時隔離病舎に收容、全七月九日全治退院。

一、昭和四年十月五日午後七時腹チブス患者發生、全日午後十時隔離病舎に收容、全年十一月十四日全療退院。

一、昭和四年十二月十一日午後九時デフテリヤ患者發生、患者病体重態に付き明十二日早朝に收容を延期し、十二日午前七時隔離病舎に收容す。全月十五日午後十一時死亡

適齡届はその戸主よりそれぐ手續をされたでせうが、手續未済の方は至急本籍地の役場へ届出をしなさい。若し本籍地地外へ寄留されて居つて寄留地で受検せんと思ふ御方は、一月三十一日迄に寄留地受検願を、寄留地の町村役場へ行つて手續しなさい遅くなると許可されんことがあります。

## ◎衛 生 に 關 す る 件

豫備役陸軍工兵上等看護卒 竹村諒 三

輜重兵上等兵 北尾秋三

砲兵上等兵 西村己之助

砲兵一等卒 西川貞二

砲兵一等卒 西川久三

後備役陸軍歩兵上等兵 北川義夫

全 但シ(既日歸郷) 舞鶴重砲兵大隊へ

吳海兵團へ

三宅藤造

但シ(既日歸郷) 舞鶴重砲兵大隊へ

西川要太郎

所川孝三

中村孝一

全 但シ(既日歸郷)

西川要太郎

村田善二  
井辻甚造  
野野村利夫  
角田敏夫  
西野正夫

昨年九月一日現在により、内閣訓令第一號農業調査施行細則に依り、全国田、畑、耕地面積の調査施行するに當り、本町の耕地面積調査の結果並に調査員は左の如し

## 左記

第一區調査員	桐山利一
第二區調査員	西川清次
第三區調査員	大崎眞一
第四區調査員	村田岩太郎
第五區調査員	高村幸太郎
調査主任	太田太一

田畠耕地面積

四百貳拾五町參反四畝貳拾七步

(自作田、畑)

貳百參拾五町四反參畝貳拾壹步

(小作田、畑)

壹百八拾九町九反壹畝○六步

田畠總面積

參百拾八町八反九畝拾壹步

(自作田、)

壹百六拾貳町四反九畝○八步

(小作田、)

壹百六拾貳町四反九畝○八步

畑、總面積

壹百六町四反五畝拾六步

以上の内畠に於て普通畑、樹木灌木栽培畑、桑畑、茶畑、果樹畑、其の他の畑に区分する事左の如し。

## 普通畑總面積

拾九町壹反四畝拾貳步

(自作) 拾壹町九反壹畝拾五步

(小作) 七町貳反貳畝貳拾七步

樹木灌木栽培畑總面積

八拾七町參反壹畝○四步

(自作) 六拾七町壹反貳畝○參步

(小作) 貳拾町壹反九畝壹步

## 桑畑、總面積

貳拾町九反○畝壹步

(自作) 拾參町七反壹畝貳拾步

(小作) 七町壹反八畝拾壹步

## 茶畑、總面積

貳拾町壹反六畝○參步

(自作) 拾五町七反八畝貳拾四步

(小作) 四町參反七畝○九步

## 果樹畑、總面積

貳拾參町八反五畝拾壹步

(自作) 貳拾町五反六畝貳拾五步

(小作) 參町貳反八畝拾六步

其の他の畑、總面積

(自作畑、) 七拾九町參畝拾八步  
(自作) 拾七町○四畝貳拾四步  
(小作) 五町參反四畝貳拾五步  
(自作) 拾七町○四畝貳拾九步  
(自作) 拾七町○四畝貳拾四步  
(小作) 五町參反四畝貳拾五步

## ◎ 金錢貸付業に就て

一、抵當權を設定して金錢の貸付をせらるゝ府は金錢貸付業として營業税を課稅して居ります。然るにこれが抵當權抹消の際役場へ廢業の御届出無之爲に、往々課稅を繼續することありて、後日廢業の申出ある場合は月割還付の手續を要するとか種々の厄介が生じて、お互に迷惑を致す事とあり今後斯る節は是非證據書類を具し廢業の申出相成様御注意申上ます。納稅の成績は數年前と比し追年良好を示しております此皆様と共に御同慶の至りです。昭和參年度分に對して徵收延期を爲した分無之昭和四年度に於て昨拾貳月末現在の滞納額を見ますに町稅調定額貳萬六千九百九圓拾參錢の内約一割強の未納數字が現はれております年度出納閉鎖期も近づきました何卒未納者は手數を要さず御納め下さい。



## ◎ 荷車輪帶幅に就て

荷車の輪帶幅は道路取締令第十二條の規定を

大正十年一月一日より施行せられしも今回上

司よりの通牒有之昭和五年一月一日より該規

定を斷然適用せらるゝに付從來御使用の鐵幅

を左の通り改造被成度右御通知迄

一、牛馬は三寸五分以上に改める事

但し四輪車は其前輪を後輪の二分の一迄

一、馬車は三寸以上に改める事

但し四輪車は其前輪を後輪の二分の一迄

一、大車は二寸以上に改める事

但し四輪車は其前輪を後輪の二分の一迄

一、甲小車は從前の通り

荷臺面積は十八平方尺未満のもの

荷臺面積は十八平方尺以上もの

## ◎ 雜事

## 氏名標札掲示方ノ件

一、京都府令第百十七號住居ノ地番並ニ氏名

標札掲示方ノ件左ノ通り定メラレタリ

第一條 一戸ヲ構フル者及一戸ヲ構ヘズト雖

成年以上ノ男子ハ別記様式第一號又ハ第

二號ニ依リ住居ノ地番並ニ氏名ヲ記シタ

ル標札ヲ住居ノ門戸又ハ出入口ニ掲クベシ

第二條 事務所、營業所等ニ於テハ前條ノ規定ニ準ジ其ノ名稱商號等ヲ記シタル標札ヲ掲クベシ

## 附則

何某

上以米チンセ五、四  
(上以分五寸一約)

本令ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス本令ハ

施行ノ際現ニ標札ヲ掲タルモノハ本令ノ様式ニ適合セザルモ當分ノ内其ノ標札ニ代フルコトヲ得

注意  
一、同一地番内ニ於テ更ニ區分アルトキハ之ヲ記載スベシ

二、標札ノ地質ハ木、石、陶器又ハ金屬ノ類トス

三、書体ハ可成楷書ヲ用フベシ

四、文字鮮明ヲ缺クニ至リタルトキハ之ヲ改ムベシ

五、様式第一號及第二號共同居者連記スルコトヲ得

六、標札ノ尺寸六寸以上(約五寸以上)

七、上以米チンセ六、七  
(上以分五寸一約)

八、編輯室より

## 前助役南氏に惜別の辭を贈る

暦を重ねさせらるゝこと拾有參回氏は本町の爲自治行政に盡粹さる。實に文字通りの生字引なりしに今回神に仕へ奉らる御身の献心的神への奉仕が爲突如顯職を辭されしは氏の早くより御希望と御計劃が機熟せる時やむを得ぬ今日の日を迎へしならん。

然りこれ神のみ御識らし召して編輯子の知る能はざるがため今更惜別の情感慨無量なり。されど氏の御計劃を祝福するこゝもに益々氏をして御健に眞に神の御子としての意義あらしめられと御祈り申さん。

一五センチ米以上(約五寸)

## ◎ 教化總動員に關して

舊曆拾貳月貳拾四日當町小學校に於て各種團体の方々に御足勞を得て教化總動員に關する實行協議會を開催致しました。

### 實行事項左の如し

#### 一、日常生活に關する事項

イ、時間勵行を期すること

ロ、集會には必ず出席すること

但し不得止場合は届出づること

#### 一、敬神崇祖に關する事項

イ、毎月一日各戸可成氏神菩提所に參拜のこと

ロ、神社の祭典には各戸必ず參拜のこと

ハ、祖先の命日には必ず祖先を祀ること

#### 一、國家的行事に關する事項

イ、祝祭日には必ず國旗を掲揚すること

ロ、四大節には拜賀式に參列すること

#### 一、葬式に關する事項

イ、香奠は親族間に限ること

ロ、葬式には可成酒を用ひざること

ハ、區内の葬式には可成會葬すること

#### 一、軍人入退營に關する事項

イ、餞別は親族間に限ること  
ロ、入退營の披露宴は成るべく質素にする

### 事

ハ、入退營の送迎には各戸必ず參列すること

と

#### 一、贈答に關する事項

イ、中元歳暮の贈答は全廢のこと

ロ、旅行見舞を全廢のこと

#### 一、服裝に關する事項

イ、女子の集會服裝は可成質素にする事

#### 一、其他の事項

イ、納稅は期日に完納すること

ロ、舉町一致貯金を勵行すること

## ◎ 御老人さまに

老ゆる御歳の羨ましく、いとも御壯健に新年をお迎へ遊ばされまして御芽出度う存じます。今年もほの暖くなりました小春日に本年七拾歳以上の御老人様を御招き申し上げる敬老會のよき日も近づきました。

## 田邊校生徒も農產增收に助力

(是非生徒に讀まして下さい)

生徒が間接に田邊町農業に力を盡すことはいづれ以前御しらせ致しますが何卒この寒さに十分御體を御大切に遊ばされ御待ち居り下さい。

今年中でもネズミ 壱萬匹以上、ケキリ五千

今更ら申し上げることではありません。稻のズイムシ取り、ケキリ、オンゴロ、野ネズミ

### ◎ 農家の寶 牛、牛、牛、

## 一 鍾 一 片

田 吾 作

田邊町の牛の數、百六十三頭で丁度一人前の農家三軒に一頭の割合であるが、俗に云ふ丸牛と云つて一軒で一頭飼つて居る方もあるが、これでは到底不足で、急に百頭位は何んとかして増加せなくてはならない。丸牛の農家はそれだけ年中通じて牛飼育に働くければならないが、その報酬として田はよく肥へて、所謂生涯の土の力が有つて、金肥を大いに助けてくれる、かりに、牛の飼育者の田畠と、牛の飼育なき田とを比較して考へるに、何人もその事實には反対することは出来ないのである。幸にして農家の大切な牛の飼育者は、酷寒、嚴冬の牛舎の保溫と、厩肥の出、藁シビ入其他に充分の注意を拂はれ来る温き春の若草を以つて、思ふ存分肥育さるゝの御準備を願ふ。

匹余、オングロ百五十匹皆生産の蔭からの助けです。米、豆、其他の収穫の増收はあづかつて力が多いです。



### 農村の「疲弊」と 田邊の農業

京都府農林技手 太田源吾

農村の「疲弊」とは何を物語つて居るのかと云ふと、經濟上の御互の、喰込みに、引出、借金と云ふ様な現象だと思ふので、

喰込み、

引出、

借金、

尙進んで行つては、そこに見にくい逃亡、

犯罪、やがて往生といふ様な風になると、疲弊を通り越して「荒廢」といふ字になる。

逃亡

犯罪

今かりに田邊町は農業上觀察して、荒廢の聲までは餘程遠いが、疲弊は己に彼處。此處に起つて居るのであることは御互同志で克くはかつて居ることで、荒廢に到らない。今、何か工夫を構せなければならぬのである。

「入を計つて出を制せよ」は徳川時代の經濟

上の思想として居りましたが、今日は多少進んで。

「出を計つて入を増せよ」でなければならぬ

い、即農業生産に使用する經費は充分に出を計らなければならぬ、その反面に收入高はウント増加するの工夫を考へなければならぬ御互の支出が

一、生活費 貳百圓

二、家業費 計

五百圓也

と假定したならば、收入はこれ以上に舉げなければならぬと云ふ事になり。

一、農産收入 六百圓

二、其他 參百圓

九百圓也

斯うなると、差引四百圓也を増すことに、なるのである。

◆大垣市神戸町に、竹中祐二と云ふ農家が、つて、本年三十四才で、十七才の時に父をなくした、當時はぞくに云ふ水呑百姓と。云はるゝ程の赤貧洗ふが様であつたが、然るに、精神一到何事か成らざらんと決心して奮闘した。

先づ農會にたのみ、試驗場に依頼して、昔と異つた經營方面や販賣其他の事に就いて相談、親しく研究を續け一意專心農業のために働いた。

「成せば成る成さねば成らぬ何事も

成らぬは己が成さぬなりけれ」、とて

生産増加、農業貯蓄、土地購入、  
收入増加、貯金、貯金、

へと進めば、農業本位の本町は生産増加の

時勢にならつたといふべきか、努力は遂に運命を開いて來た。今日では一町二反歩の土地を所有するやうになつて、どんな年でも壹千圓餘は残すと云つて居る、勿論單順な米作でなく果樹、園藝、副業と種々工夫を重ねて經營して居るからであるが、同地方では先年來、小作争議の渦が巻いてあつたが、自分は決して無理を願出することはない、と。

「生産の富は永久に無限である。」と確信!!

金解禁、緊縮、節約で收入の道は少くなつてブル／＼慄へてゐる事業家が在るに。竹中君は唯一の資本である土地から取れる富は「緊縮にあらず、節約にあらず」

「生産増加、收入増加」と富の無限を雄辯に物語る、倉庫(土地)を耕作して、不景氣を知らないと。……

附近の農家は皆何れも農業者の手本として特に青年諸君は一生懸命に習つて居る。御互は、喰込みでは、貯金を引出し、次に借金をしては遂には疲弊し、相互が疲弊すれば、我郷土田邊町の農業疲弊と事ふ事になるのである。今奮發一番、以つて竹中君の様な力の有る農業者となりたいものである。

我田邊町にも竹中君の様な農業者も多々在りますが、考へ起こし見て農業成功者を手本として。

ため、有福になる事と確信し、今都會との利便も有り、愈々天の恵み、地の恵みに好遇し、青年諸兄の力強さ努力を期待するのである。(終り)

## 報雜



## 町農會だより

▲ 福井縣副業共進會 本町花卉組合より、百合、チューリップ、ヒヤシンス出品す、四等賞に入賞す。

▲ 畜牛品評會 昨秋開催せし、第四回牛品評會は出品頭數五拾九頭入賞拾九名、特別賞に北尾正夫氏、壹等賞に小西惣太郎、木村國松、山村千松、貳等賞に片岡音松外四名、參等賞、西川久吉外九名。

▲ 稲作視察 昨秋稻作視察として滋賀縣犬上郡龜山村實收七石五合穫りの若林善右衛門氏を視察に本町より七拾參名試作地に視察して大いに益する所多大なり。

▲ 果樹視察 富有柿視察として奈良縣柳本別所又一氏の經營柿園を視察實地に就きて研究をなす。

▲ 稻作立毛審查 去十二月全町稻作田各個別に、二隊に別れ、農會各役員、郡農會、本會技手立會ひ數千点に就き、稻作立毛の審查をなす。各々山田一本

田、水田別に採点す。本月下旬審查確定二月中旬に成績を公開する豫定。

▲ 米七石五合實收講演會、若林氏增收講演會は二月中旬本町にて開催豫定。

▲ 田邊實農會稻作研究田去一月十五日に稻作研究田賞狀授與式舉行、審查の要点は一、田地等級？

二、肥料配合と金肥の多少？

三、增收穫？

四、米品質？

前年の成績にかんがみ、本年の成績は何れも各會員の餘程な研究が事實に表はれて居ることは、全會が餘程有意氣な催をせる目的に一致して居る事と將來益々研究繼續さることを祈る。

▲ 興戸區の農業 全區は最近數名の努力家によつて、現在の農業經營では行詰りで、經營上に大改革を叫ばれて着々實現して行く事は、全區のため慶賀に堪へません、今試みに一二の例を述べば。

(一) 西瓜、五十步、(二) 採種反別、三十步(三) 柿苗植込、一丁步(四) 桑苗七千本購入(五) 開墾、荒廢、地開墾二丁步

今後荒廢畠地の整理をさるれば、或は藪に果樹園(梅、桃、杏、柿)になるならば五年後には驚くべき生産の富が出来て、不景氣は他所の風にすることが容易であらう、兎に角努力を以つて、

農業の行詰りを開けなければならぬ

新田邊西瓜栽培 前年本町西瓜は京都西瓜の代表として市場に最高價を保持して、市民に歡迎された事は出荷者各位の御承知の通りで、今年の作付豫想實に拾數丁歩で、之れが統一、販賣に就いては今から頭を悶にて居るので、二月早々協議會を開いて種々方針を確定して生産者各位の期待に添ふ様に努力めたい、第一肥料と味の問題では非共同で西瓜の味付け肥へを購入したいと存じて居ります。精々意氣込んで御研究下さる事を御期待します。

米は旭 本町栽培の品種の四割迄旭で今各區別に見るに

一、興戸區 八割五分(旭)

二、薪區 六割(旭)

三、田邊區 四割(旭)

四、河原區 一割(旭)

品質別では興戸區第一等、河原區の旭栽培少なきは土質の關係上神力にて相當の成績を收めて居るからである。米價は興戸區最高で神力の多き區程低いこれは米消費者側の市民の口から取引者にと次から次へと傳る價値が定めることで證方ない。吾々は是非共旭多收穫方法を實現せなければならぬ、丁度吾々が大丸、高島、物産館へと買物を選ぶのと同様か？